

令和7年度 第1回 糸魚川市都市計画審議会 会議録

| | | | | | |
|-----|---|-----|---------------|-----|---------------|
| 日 | 令和7年11月25日 | 時間 | 13:58 ~ 15:06 | 場所 | 市役所201・202会議室 |
| 件名 | 議事 会長、副会長の選出 報告事項 (1) 盛土規制法について (2) 立地適正化計画の中間評価、見直しについて | | | | |
| 出席者 | 【出席者】 高瀬吉洋委員、松川寿也委員、竹内博子委員、猪又光明委員、田澤光夫委員、 宮島宏委員、加藤康太郎委員、尾崎誠委員、金子晴彦委員、遠藤紀美子委員、 中村悦子委員、池原寿子委員、伊藤晶子委員 <u>計13名</u> 【欠席者】 吉田仁史委員 【事務局】 猪又産業部長 都市政策課：内山課長、伊井課長補佐、高畠係長、清水主査、渡辺主査、西依主事 | | | | |
| | 傍聴者定員 | 一 人 | 傍聴者数 | 一 人 | |

会議要旨

| | |
|----------|--|
| 1 開会 | |
| 2 市長あいさつ | |
| 3 委員紹介 | 新任委員のみ事務局から紹介 |
| 4 議事 | 会長、副会長の選出 会長に高瀬吉洋委員、副会長に松川寿也委員を選出 |
| 5 報告事項 | (1) 盛土規制法について ■説明（パワーポイント画面、資料により説明） 【事務局】 盛土規制法の概要、規制区域、規制内容、都市計画への影響を順次説明。 ■質疑応答、意見 【委員】 Q：都市計画法による開発行為等は、市町村が窓口となり、県へ情報が伝わると思う。 盛土規制法に基づく届出や許可申請の窓口は、糸魚川地域振興局、県の本庁どちらになるのか。 【事務局】 A：盛土規制法に基づく届出や許可申請は、県の本庁へ提出することになっている。 |

制度開始から間もないでの、今後、各地域振興局での取扱いになる可能性はある。

【委 員】

Q：2年前の能登半島地震によって京ヶ峰地区の擁壁が崩れた。その件と盛土規制法とは、何か関係があるのか。

【事務局】

A：京ヶ峰団地は、かなり昔の工事で、空積のブロック積擁壁の中に盛土をして、その上に家が建てられている。地震によるブロックの抜け出しや変異により、擁壁が崩れた。市の支援制度を利用して、擁壁内側の空洞となった部分にコンクリートを注入する復旧工事を実施した方が多い。

【委 員】

Q：宅地だけでなく、工業用地も盛土規制法の対象になるのか。

【事務局】

A：宅地以外の土地も規制対象になる。

【委 員】

Q：盛土規制法の施行前、すでに工事が完了している盛土は規制対象になるのか。

【事務局】

A：対象にならない。

【委 員】

Q：ある企業が、原料となる岩石をかなりの高さで山積みにして保管している。岩石の量が減ると、補充して山積みにする行為を繰り返しているが、規制対象になるか。

【事務局】

A：先ほどの質問について、対象外と回答したのは、法律の施行前に完成した盛土についてである。法律の施行後に完成した盛土は、規制の対象になる。

【委 員】

Q：3ページ目のスライドにある中間・完了検査は、誰が行うのか。

【事務局】

A：検査については、県が実施する。

【委 員】

Q：松糸道路の工事に伴い、大量の岩石が発生する。盛土規制法の規制対象になるか。

【事務局】

A：盛土規制法において、公共工事は基本的には対象外。ただ、道路工事において道路敷とは別の場所に土石を仮置きする場合、規制の対象になる。

【委 員（副会長）】

都市計画法上の開発行為は、住宅や工場など土地の上に建物を建てるために行う盛土・切土のことをいう。一方、盛土規制法上の開発行為は、土地の上に建物を建てる、建てない関係なく、すべての盛土・切土のことをいう。

11ページ目のスライドにあるように、残土処分場における盛土・切土、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土などは、都市計画法では規制ができなかった。広範囲にわたって盛土・切土を規制するため、盛土規制法が制定された。

6ページ目のスライドのとおり、新潟県は各市町村の用途地域を取り囲むように宅地造成等工事規制区域（ピンク色）、それ以外の県内全域を特定盛土等規制区域（緑色）に

指定している。

新潟県は、他の自治体と比べて、区域指定が緩めであると感じる。

他の県では、市街地だけでなく、人が住んでいる集落をすべて宅地造成等工事規制区域（ピンク色）に指定しており、そういう自治体の方が、多数派である。

【委 員】

Q：8ページ目のスライドでは、青海川河口から田海川河口までの広大な砂浜がある区域は白色になっている。盛土規制法の規制対象外になるのか。

悪意のある業者が違法に盛土した場合、取り締まることはできないのか。

【事務局】

A：海岸部分のため、盛土規制法とは別の法律で規制されると思われる。

(2) 立地適正化計画の中間評価、見直しについて

■説明（パワーポイント画面、資料により説明）

【事務局】

立地適正化計画及び防災指針の概要、防災指針検討の流れ、スケジュール案を順次説明。

■説明・事例紹介（パワーポイント画面により説明）

【委 員（副会長）】

立地適正化計画及び防災指針の制度概要、県内自治体の取組状況について説明。

指導している自治体の防災指針についての事例紹介。

■質疑応答、意見

なし

6 その他

■質疑応答

なし

■連絡事項

【事務局】

次回の審議会開催の日程は、今年度中に決定、変更が必要となる都市計画の見込みがないため、協議会は開催しない予定。新たに委員の皆様に報告すべき事項が生じた場合には、改めて連絡する。

7 閉 会